

共済給付金請求書とあわせて添付書類を提出してね。  
このページの請求の場合は、  
本人給付金事由で提出するときは共済給付金請求書  
の下部「保険金受取人」の欄の記入と捺印が必要だよ。



## ● 死亡弔慰金

給付事由		金額	添付書類	
本人	会員が死亡したとき  ○受取人の範囲及び順位は次のとおりです。  (1) 配偶者 (2) 会員と同一生計の子・父母 (3) 会員と同一生計の配偶者の子・父母	交通事故	200,000 円	次のすべての書類 ①医師の死亡診断書又は死体検案書（写しも可） ②会員と共済金受取人との続柄がわかる戸籍謄本等（写しも可） ③交通事故又は不慮の事故である証明書（写しも可） 交通事故の場合 ④会員死亡時の全部事項証明書 ⑤同意書兼委任状（保険金受取人が配偶者以外の場合のみ。書類は事務局にございます） ※退会届も提出してください。
		不慮の事故（注1）	100,000 円	
		その他の原因（注2）	100,000 円	
家族	配偶者	会員の法律上婚姻関係のある配偶者が死亡したとき	20,000 円	死亡事項及び夫婦関係のわかる戸籍謄本等（写しも可）
	子	会員と同一生計にある子（実子・養子・継子及びそれぞれの配偶者）が死亡したとき ※妊娠7か月以上の死産を含む	10,000 円	死亡事項及び親子関係のわかる戸籍謄本等（写しも可） ※死産の場合は、死胎埋火葬許可書の写し
	親	会員及び配偶者の親（実・養・継父母）が死亡したとき	5,000 円	次のすべての書類 ①医師の死亡診断書又は死体検案書（写しも可） ②親子関係のわかる戸籍謄本等（写しも可）  ※戸籍謄本で死亡事項と親子関係がわかるときは、①は省略できる。

（注1）・不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

（注2）・会員資格取得後1年以内の自死、犯罪行為や故意、または重大な過失により事由が発生した場合は対象となりません。

※ 家族の方の死亡の場合、死亡診断書や死亡届の写しを提出していただく場合もあります。

※ 給付認定は、(財)全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）の規程に基づきます。

添付書類については、上記以外にも提出していただく場合があります。